

～インターネットと肖像権～ について学びました！

情報提供をホームページで行う場合、その情報は、全世界の人が目にする
ことができるものになります。そのため、ホームページに載せる情報には、著作
権および個人の肖像権について十分な配慮が求められています。

個人の肖像権について弁護士さんからお話を伺う機会があったので、岡山環
境カウンセラー協会からも2名（谷口、宮原）が参加しました。

- ・開催日 2017年7月22日（土）
- ・開催場所 岡山市立一宮公民館
- ・主催 一宮地区電子町内会
- ・講師 小林裕彦法律事務所 小林裕彦 弁護士



- ・概要
 - * 肖像権について
 - * 肖像権侵害の有無の基準について
 - * 肖像権侵害に基づく損害賠償について
- など

※わかりやすく有意義なお話でした。

※講演会を企画していただいた一宮地区電子町内会の皆様に感謝します。